



PTA (Parent Teacher Association)

羽曳が丘小学校PTAは、家庭・学校・地域における子どもたちの健やかな成長のために、保護者と教職員が協力してさまざまな活動に取り組んでいます。

【PTA 総会】5月、授業参観の後

- ・全会員対象（委任状あり）
- ・前年度の活動報告、決算報告
- ・今年度の活動、予算の審議と決定
- ・その他

新しい役員の承認
学校からの教育方針の説明
新・転任の先生の紹介 など

【運営委員会】年2回程度（R6参考）、土曜日午前

- ・校長先生、役員、学年委員が出席（必要に応じて地区サポーター、各ボランティアも出席）
- ・活動報告
- ・当面の活動計画
- ・親睦会もあります。（自費）

PTA 会計決算（支出の部）に見る割合

令和6年度の例

広報誌、教育講演会など
各 PTA 行事の活動費

教育振興費 55%

PTA活動費 25%

積立金 5%

事務費 15%

教材、教具や学級図書
体育行事や遠足、社会見学、児童会
クラブ活動、教室の扇風機やストーブ
などの設備にかかる費用

PTA ルームの補修
維持、周年記念事業など

月会費

PTA 活動はすべて会費によって運営されています。

月会費は一口 100 円 5 口以上 (500 円から) をお願いしています。

子どもたちのため、よりよい教育活動のために欠かせない費用です。

ご理解ご協力をお願いします。

PTA 役員の仕事

- ・役員会、運営委員会の開催
- ・式典や行事への参加
- ・地域活動のお手伝い
- ・各種会議への出席
- ・各行事の準備・運営・サポート
など

学級（学年）委員

- ・運営委員会への出席
 - ・危険箇所マップ、校庭草刈り、教育講演会などのお手伝い
 - ・学年（学級）懇談会の司会進行
 - ・次年度学年委員の選出 など
- ※年度により活動内容が変更される場合があります。

地区サポーター

- ・各地区の保護者全員が年 1 回程度の街頭指導
- ・地区の実情に応じて、ボランティア制を基本として担当していただく。



少しの時間でも子どもたちの
ために出来ることを
やってみませんか？

羽曳が丘小学校PTA規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、羽曳野市立羽曳が丘小学校PTA（以下本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を羽曳野市立羽曳が丘小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校および社会における児童の健全な心身の成長をはかることを目的とする。

(基本方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の基本方針に基づいて活動を行う。

1. 本会は、児童の教育および健全な心身の成長をはかるために活動する団体、機関との連携を緊密にする。
2. 本会は、特定の思想・信条にかたよらず、自主性をもつ団体として、いかなる団体の干渉・支配も受けない。
3. 本会は、本会名および役職者名でいかなる選挙の候補者も推薦しない。
4. 本会は、営利を目的とする行為は行わない。
5. 本会は、学校の教育方針・管理運営・教職員の人事には一切干渉しない。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 児童の成長をはかるために家庭、学校、地域の諸団体との連携に努める。
2. 教育に対する理解を深め、発展に努める。
3. 児童の生活・教育環境の向上に努める。
4. 保護者・教職員の親睦を深め、地域の社会教育の発展に努める。

第二章 会員

(会員の範囲)

第6条 本会の会員になることができる者は次のとおりとする。

1. 羽曳が丘小学校に在籍する児童の保護者。
2. 羽曳が丘小学校に勤務するすべての教職員。

(権利と義務)

第7条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

1. 会員は、本会の役員となることができる。
2. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
3. 役員・校長は、各種会議に出席して意見を述べることができる。
4. 会員は、規約・規則や各種会議の決定に基づき、目的実現のために活動しなければならない。
5. 会員は、会費を納めなければならない。ただし、事情により会費を免除することができる。

第三章 機関

(機関)

第8条 本会には、次の機関を置く。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会

(総会の成立)

第9条 総会の定足数は、会員の3分の1以上の出席をもって成立とする。

(機関の議決)

第10条 議決は、出席者の2分の1以上とする。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関である。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集し、毎年1回開くことを原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、臨時に総会を招集しなければならない。

1. 運営委員会が必要と認めたとき。
2. 会員の3分の1以上から議題を決めて要請があったとき。

(総会で議決する事項)

第13条 総会の議決を必要とする事項は次のとおりとする。ただし、その議決の一部を運営委員会に委任することができる。

1. 規約の改廃
2. 活動の経過報告および活動計画
3. 決算報告、会計監査報告および予算計画
4. 他団体への加入と脱退
5. その他特に運営委員会が認めた重要な事項

(運営委員会の性格と構成)

第14条 運営委員会は、役員、校長及び学級(学年)委員をもって構成する。運営委員会の運営等については、別に定める規則によるものとする。

(運営委員会の招集)

第15条 運営委員会は、会長が招集し、必要に応じて開く。ただし、運営委員の3分の1以上から要請があったときは、速やかに招集しなければならない。

(運営委員会で議決する事項)

第16条 運営委員会で議決を必要とする事項は次のとおりとする。

1. 総会より委任された事項
2. 総会の議決に基づくPTA活動の検討と当面の活動計画
3. 予算の補正
4. その他特に役員会が認めた重要な事項

(運営委員会の権限・役割・責任)

第17条 運営委員会は、総会に代わる議決機関として、前条に定める本会の重要事項を審議・決定する権限を持ち、本会の目的達成のために積極的な活動を行う役割と責任を負う。

(各委員の選出)

第18条 学級(学年)委員は、別に定める規則により選出する。

(各委員の任期)

第19条 各委員の任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。

(役員会)

第20条 役員会（会計監査を除く）は、本会の執行機関である。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が招集し、必要に応じて開く。ただし、役員2分の1以上から要請があったときは、速やかに招集しなければならない。会長が必要と認めるときは、校長に役員会への出席を要請することができる。

(役員会の役割・責任)

第22条 役員会は、次の会務を執行し、会員に対して責任を負う。

1. 総会及び運営委員会の議決事項の執行。
2. 運営委員及び地区委員に対する援助。
3. 規約ならびに規則に定められた事項の執行。
4. その他緊急事項の執行。

第四章 役員

(役職と定数)

第23条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名（保護者）
 2. 副会長 若干名（保護者）
 3. 書記 2名（保護者）
 4. 会計 2名（教職員と保護者）
 5. 会計監査 1名（保護者）
- 二. 前項第1号から4号の役職は、役員互選により決定する。

(役員の仕事)

第24条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、すべての活動を統括するとともに、総会・運営委員会・委員総会などの各種会議を主宰し、会務執行の最高責任を負う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務めるとともに、地域の関係諸団体などとの連絡・調整を務める。
3. 書記は、すべての会議の議事、活動状況を記録し、各会議に報告する。
4. 会計は、すべての収入支出の記録と領収書を保管し、会員の要求があるときはいつでも会員の閲覧に応えなければならない。また、会計監査を経て総会で決算報告を行う。
5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員の仕事)

第25条 役員の仕事は、2年とする。但し、留任をさまたげない。

- 二. 前項の仕事は、総会の議決により1年に限り、延長することができる。
- 三. 役員会の議決または運営委員会において3分の2以上の委員の賛成により役員を解職することができる。

第五章 役員の仕事

(役員の仕事)

第26条 役員の仕事は次のとおり行う。

1. 役員候補者は、別に定める羽曳が丘小学校PTA指名委員会の指名を受けなければならない。
2. 役員は、総会の承認により選出される。
3. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で後任を選出することができる。この場合の仕事は、前任者の残任期間とする。

第六章 会計

(経費と会計)

第27条 本会の経費は、会費・事業収入および寄付をもってあてる。会計は、一般会計と特別会計（PTAルーム補修費積立金・周年行事積立金）の二つの会計をもうける。

(会費)

第28条 会費は、1口100円で口数は希望により増すことができる。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 雑則

(規約の改廃)

第30条 本会の規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成の議決を経なければならない。

(規約の施行に関する諸規則)

第31条 この規約の施行に必要な事項は、規則によって別に定める。規則の設置、改廃は運営委員会の議決を経なければならない。

(規則)

第32条 本会には、慶弔規則、運営委員会運営規則、指名委員会運営規則、個人情報取扱規則を設ける。

附則

この規約は、一部改正し、平成7年5月16日より施行する。
この規約は、一部改正し、平成9年5月16日より施行する。
この規約は、全面改正し、平成12年5月23日より施行する。
この規約は、全面改正し、平成17年5月27日より施行する。
この規約は、一部改正し、平成25年5月17日より施行する。
この規約は、一部改正し、平成27年5月15日より施行する。
この規約は、一部改正し、平成28年4月1日より施行する。
この規約は、一部改正し、平成30年5月1日より施行する。
この規約は、一部改正し、令和5年3月1日より施行する。

羽曳が丘小学校 P T A 慶弔規則

（総則）

第1条 本規則は、羽曳が丘小学校 PTA 規則第3条、第4条に基づき、羽曳が丘小学校 PTA の慶弔について定める。

（目的）

第2条 本規則は、会員などの慶弔に関することを定める。

1. 会員などの慶弔は、原則として授業及び行事の期間においては、職員の代表が会葬するにとどめる。特に事情のない限り児童は、授業を欠くことのないように配慮し、教育目的観点で放課後または後日の弔問とすることができるようにする。
2. 校医及び学校指定の薬剤師などは役員で別途協議の上、弔意を表す。

（慶弔の内容）

第3条 会員などの慶弔に関することは、下記のとおり行う。

1. 慶の部
 - (1) 本校教育上の内容において、児童又は会員が府以上の表彰を受けた場合は、協議の上、記念品を贈り祝意を表す。
2. 見舞の部
 - (1) 会員が本校の行事中に負傷した場合は、役員会で協議し、見舞金を贈る。
 - (2) 会員宅が火災にあった場合は、役員会で協議し、見舞金を贈る。
3. 弔の部
 - (1) 会員に不幸があった場合は、別表に基づいて弔意を表す。
香儀等を辞退する会員には、役員会で協議し、その他の方法で弔意を表す。

【別表】

	弔意の方法	PTAに連絡	学校側の参列者
児童	香儀 10,000円 柁 1対 または 供花	本部役員 該当学級全員	教職員 学級児童全員
会員	香儀 5,000円 柁 1対 または 供花	本人	学校代表 学級代表（担任）
		学校職員	職員全員 学校児童代表
	柁 1対	本人 家族	職員

（附則）

第4条 この規則は、運営委員会の議決で改廃することができる。

- ①この規則は、平成17年4月1日より施行する。
- ②この規則は、平成22年5月15日より施行する。
- ③この規則は、平成28年4月1日より施行する。
- ④この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- ⑤この規則は、令和5年4月1日から施行する。

羽曳が丘小学校 P T A 運営委員会運営規則

(総則)

第 1 条 本規則は、羽曳が丘小学校 P T A 規約第 14 条、第 18 条に基づき、運営委員の選出区分を定めるとともに、運営委員、役員、校長、教職員との親睦を含め、より積極的な P T A 活動の中心となる運営委員会の運営について定める。

(活動)

第 2 条 運営委員会は、原則として年 5 回程度土曜日の午前から開催する。運営委員会は、会長が招集し、役員が議長をつとめ会議を運営する。

第 3 条 運営委員会は、委員の交流と親睦を深めるために次のことを行う。
1. 会員の親睦を図るために、年 1 回以上の親睦会を行ってもよい。

(会員の範囲)

第 4 条 本規則の会員は、運営委員、役員（会計監査は除く）、校長とする。

(選出)

第 5 条 運営委員は、各学年の学級数につき 1 名から選出した学年（学級）委員で構成する。

(会費)

第 6 条 会費は、親睦会費とし、参加者より都度実費徴収する。
1. 会費の保管・管理は、会計がこれにあたる。
2. 会計は、会計報告を行い、残金があれば会員に返金する。

(附則)

第 7 条 この規則は、運営委員会の議決で改廃することができる。

- ①この規則は、平成 12 年 5 月 23 日より施行する。
- ②この規則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- ③この規則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- ④この規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- ⑤この規則は、平成 21 年 10 月 3 日より施行する。
- ⑥この規則は、平成 22 年 5 月 15 日より施行する。
- ⑦この規則は、平成 22 年 10 月 2 日より施行する。
- ⑧この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- ⑨この規則は、平成 28 年 2 月 1 日より施行する。
- ⑩この規則は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

羽曳野市立羽曳が丘小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 羽曳野市立羽曳が丘小学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員ならびに地区委員とする。なお、会費の徴収処理のため、学校事務職員が一部個人情報を取り扱う。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、P T A 会費申請時に個人情報を収集する。その際、あらかじめ P T A 活動全般で利用することを本人に明示する。また、具体的な利用については本規則第 7 条に明記する。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 指名委員会での確認

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提し
してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す
ることに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第 12 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、訂正、削除を求められた時
は、法令に沿ってこれに応じる。ただし公共の福祉に反する申し出の際は、役員会
での協議の上決定する。

(漏えい時等の対応)

第 13 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場
合は、直ちに管理者に報告する。

(周知)

第 14 条 本会は、PTA役員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項につ
いて、周知を行うものとする。

(苦情の処理)

第 15 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければなら
ない。

(改正)

第 16 条 本会の「羽曳野市立羽曳が丘小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会の議
決の上改正する。

附則

本規則は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

羽曳が丘小学校 P T A 指名委員会運営規則

(総則)

第 1 条 本規則は、羽曳が丘小学校 P T A 規約第 26 条に基づき、役員選出を幅広く、民主的に行うために役員の指名及び委員会の運営について定める。

(指名委員会)

第 2 条 指名委員会は、P T A 役員の指名を公明かつ適正に行うために設ける。

(指名委員の選出)

第 3 条 指名委員は、役員及び各学年の学年（学級）委員より選出された 1 名の委員をもって構成する。指名委員会の委員長は、指名委員の互選により選出する。

(指名すべき役職)

第 4 条 指名委員会で指名する役職及び定数は、下記のとおりとする。

1. 会 長 候補者 1 名
2. 副会長 候補者 若干名
3. 書 記 候補者 2 名
4. 会 計 候補者 1 名
5. 会計監査は、退任する前年度の役員より 1 名を指名する。

(役員の指名)

第 5 条 役員の指名は下記のとおり行う。

1. 役員候補者の指名は、指名委員会において行う。
2. P T A 役員は、毎年過半数の役職を改選する。
3. 改選する役職・定数及び立候補期間などの具体的な事項は、指名委員会で決定し、これを全会員に報告する。
4. P T A 役員に立候補を希望する会員は、指名委員会に立候補を届け出なければならない。
5. 指名委員会は、役員の立候補届けを受け付ける。立候補の受付期間は、指名委員会が決定する。
6. 指名委員会は、役員候補者の同意を得て総会に提案しなければならない。

(役員指名の注意事項)

第 6 条 役員候補者の指名については次のことを注意する。

1. 各地区のバランスを考え、1 地区に集中しないようにする。
2. 推薦にあたっては次のことについて十分注意する。
P T A が私的に利用される恐れはないか。
P T A 活動や運営が阻害される恐れはないか。
3. 任期を考慮し、児童の所属が現 4 年生までであることが望ましい。また、児童が引き続き 6 ヶ月以上学校に在籍していることが望ましい。

(附則)

第 7 条 この規則は、運営委員会の議決で改廃することができる。

- ①この規則は、平成 12 年 5 月 23 日より施行する。
- ②この規則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- ③この規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- ④この規則は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。